実地指導等の個別指導結果の公表について

**別添**

志木市福祉部福祉監査室

市が実施する施設・事業所等の指導結果を

令和２年度分から市のホームページで公表しています。

市が実施する実地指導等の結果のうち後日文書で改善報告書の提出を求める「文書指導事項」の内容とその改善状況について、令和２年度から、施設・事業所等ごとに市のホームページ（以下「HP」という。）で公表しています。

　指導結果の公表について、施設・事業所等に指導内容を周知することで運営の適正化を促すことに加え、利用者に指導内容とその後の改善状況をお知らせすることを目的としています。

1. 対象

* 市が所管する介護サービス事業所、保育施設、障がい福祉に係る相談支援事業所に対する実地指導等
* 市が所管する社会福祉法人に対する一般監査

※　原則として定期的な実地指導等を対象とし、臨時での実地指導等は対象としない。

1. 公表内容

（１）公表する項目

市が文書で改善報告を求める「文書指導事項」及びその改善状況

* 文書での改善報告を求めない「口頭指導事項」は、公表の対象外です。
* 文書指導事項がない場合には、「指導事項なし」で掲載します。

（２）文書指導事項の内容

1. 施設・事業所の場合

法令又は通知等に規定された①人員、設備及び運営に関する基準、②費用の額の算定に関する基準等に適合しないもの

1. 社会福祉法人の場合

法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項に適合しないもの

* 結果通知の文章をそのまま掲載せず、要点を分かりやすく記載します。

1. 公表までの手順

・期限経過後も状況が変わらない場合

・改善中（HPに記載）

・改善を確認できない項目がある場合期限を定めて改善をお願いします

実地指導から約3か月後HPで公表

実地指導から約1か月後

【HPへの改善状況の表記】

|  |  |
| --- | --- |
| 指導事項がない場合 | 「なし」と記載 |
| すべて改善を確認できた場合 | 「改善済」と記載 |
| 改善を確認できない項目がある場合には更なる対応をお願いし、期限経過後も状況が変わらない場合 | 当該項目は「改善中」と記載  ※　改善が確認され次第「改善済」に更新します |

1. 令和６年度分の掲載期間

令和８年度末まで掲載予定です。